総務委員会資料

- 2 所管事務の調査(報告)
 - (6) 南部防災センターの在り方(案)の策定について
- 資料1 南部防災センターの在り方(案)
- 資料2 パブリックコメント手続き用資料(案)

令和5年11月21日 危機管理本部

南部防災センターの在り方(案)

川崎市危機管理本部

1. 策定趣旨及び背景

南部防災センターは、市の中核的な防災拠点として昭和54年に建設され、これまで防災センター機能の移転等により機能の変遷を経て、現在は、地域の避難場所として運営を行っている。

施設は、老朽化が進行しており、令和4年度に施設・設備の劣化状況調査を行った結果、継続して健全な運営を行うためには施設・設備の大規模な修繕が必要と判明した。このため、施設が現在有する機能等を踏まえ、今後の在り方を整理する。

2. 施設概要

2.1 建設の経緯

南部防災センターのある小田地区は、古多摩川群流域による沖積層地帯であるとともに、隣接する沿岸部には石油コンビナートが林立する京浜重工業地帯があり、それらに従事する市民3万人が木造住宅を中心とした超過密地区に居住する市内でも最も災害危険度の高い地区として位置付けられていた。また、同地区は、広域避難所(多摩川)までの距離が遠く、途中には線路もあり障害が大きいため、平常時には、地域の防災コミュニティ育成の核となると同時に、災害時には、市民の避難と救援等応急対策のための防災拠点(24時間体制)として、全国で初めての防災センターを建設した。

2.2 施設概要

所在地:川崎区小田7丁目3-1

構 造:鉄筋コンクリート造4階建 アースドリルピア基礎

面 積:5486.58㎡(敷地面積)、2986.92㎡(延床面積)

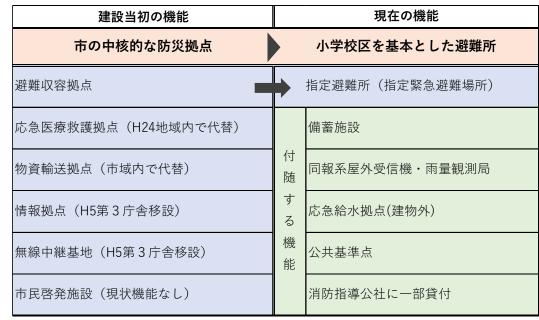
工 期: 1978年(S53)11月27日着工、1979年(S54)12月18日竣工

工事費:約4億8千万円

2.3 防災機能

南部防災センターは、本市の中核的な防災拠点として24時間体制で稼働をしていたが、平成5年に第3庁舎7階に防災センターが整備されたことに伴い、避難所等の機能は残しつつ、24時間体制の情報拠点機能は移転したため、防災センターとしての役割を終えている。

建設当初及び現在において施設が持つ機能としては、以下の通りである。



[建設当初の機能と現在の機能]

3. 施設の現状

3.1 施設の現状

南部防災センターは、火災の延焼を食い止めるための防災機能に特化した特殊な建物として建設された施設であり、建設(1979年)から40年を超え施設の老朽化が顕著となっていたことから、同施設の今後のあり方を検討するため、令和4年度に「建物や設備等の老朽化に関する基礎的な資料を得るための調査」をおこなった。その結果、建物は耐震性を有しているものの、建築物(躯体を除く)、電気設備、機械設備の多くの部位で更新の目安となる年数を超えており、劣化が進行していることが把握された。

3.1.1 老朽化した施設の更新、修繕、維持工事費

老朽化した施設を安心・安全に使用するためには、各部位の更新や大規模な修繕が必要であり、初年度に1.8億円の工事が必要(受変電設備、発電設備等)となる。また、今後20年間使用する場合(建築後60年間の利用を想定)、更新や修繕・維持工事に合計3.6億円の費用が最低限必要となる。(当費用に仮設や設計、事後保全対象部位の費用は含まれていないため、実際に工事をする場合は、本金額以上となる)

3.1.2 現在の維持経費

現在の施設の維持経費は、電気、水道、清掃、機械警備、各種点検、補修費として **650万**の支出。収入は、施設使用料(消防指導公社が一部使用中)として106万円が ある。(令和4年度) 近年は、**損傷が頻発**しており、事後の補修工事で対応している。



[施設の更新、修繕、維持工事費]















[施設の現状]

4. 地域の防災力

4.1 地域の防災施設等

昭和54年の建設当時、小田地区は避難困難地域として指定され、地区避難所として南部防災センターが整備された。その後、小田地区では、広域避難場所、地域防災拠点、指定避難所が複数位置付けられるとともに、備蓄倉庫や応急給水拠点の防災施設が設置されたことにより、地域の防災力は大きく向上した。また、地震時等において大規模な火災があった場合の不燃領域率(地区全体)は、47.4%(R04.12)となっている。(最低限の安全確保のための当面の目標として不燃領域率40%以上と国土交通省から示されている。)

【地域防災計画における南部防災センターの位置づけの変遷】

昭和54年~平成6年(地区避難場所)

・昭和52年の防災会議において、要避難区域にあって広域避難場所(多摩川・富士見公園)から2km圏外にある区域を、避難困難区域として小田地区を含む5地区を指定。 あわせて対応方針が示され、小田地区については、南部防災センターが広域避難場所相当の地区避難場所として整備された。(昭和54年)

平成7年~平成23年(地域防災拠点)

・「避難者収容機能」「物資備蓄機能」「応急医療救護機能」「情報収集伝達機能」 を備えた**地域防災拠点**として、南部防災センターと中学校が位置づけられた。

平成24年~(避難所)

・「避難者収容機能」「物資備蓄機能」「情報収集伝達機能」を備えた **避難所**として、小学校と高校と南部防災センターが位置づけられた。

小田地区の防災施設数

昭和54年(建設当時)

地区避難場所:1

平成7年

地域防災拠点:2 避難所:3 応急給水拠点:1

平成24年

広域避難場所:1 地域防災拠点:1 避難所:4 応急給水拠点:4

令和5年

広域避難場所:1 地域防災拠点:1 避難所:4 応急給水拠点:8



5. 各種機能の考え方

5.1 施設が有する機能の代替等の考え方

南部防災センターは、施設の老朽化が進み、令和4年度の調査において安全・安心に使用するためには、各部位の更新や大規模な修繕が必要となることが把握された。このため、南部防災センターの機能である「指定避難所(指定緊急避難場所)」については、地区内の避難所(東小田小学校)への代替を行うこととする。また、その他付随する機能についても、以下の通り移設・代替等の調整を進める。

機能(〇:南部防災センター機能 △:付随する機能)			移設・代替等の考え方	スケジュール
建物内	指定避難所 (指定緊急避難場所)	0	地区内の避難所(東小田小学校)への代替 を行う。	R5年度中に地域への説明、パブリック コメントを実施 R5年度末に代替完了
	備蓄施設	\triangle	代替の倉庫等へ移設する。	R7年度末までに移設完了
	同報系屋外受信機	\triangle	移設又は代替を基本とする。	R8年度末までに移設・代替等完了
	雨量観測局	\triangle	移設又は代替を基本とする。	R8年度末までに移設・代替等完了
建物 外	応急給水拠点	\triangle	継続を基本 とする。	_
建物 内	公共基準点	\triangle	廃止 とする。	R7年度末までに廃止
	消防指導公社に一部貸付	\triangle	移転 とする。	R7年度末までに移転完了

6. 「南部防災センターの在り方」(案)

6.1 「南部防災センターの在り方」(案)

南部防災センターのある小田地区では、現在までに複数の防災施設が位置付けられ、防災力が大きく向上しており、同施設が有している機能については、地区内の防災施設等へ代替等が可能である。また、南部防災センターの建物は、耐震性は有しているものの、市民が安全安心に利用していくためには、更新や修繕・維持の大規模な工事のほか、施設使用に伴う維持管理費等の多額な費用が必要となる。このため、南部防災センターについては、現在有する機能を地域内で代替したうえで廃止することとし、施設については、建物の特殊性から他の用途への転用が困難なこと、老朽化への対応には大規模な工事が必要であることから、解体する方向性とすることが合理的と考えられる。

よって、今後の「南部防災センターの在り方」については以下の通りとする。なお、解体後の跡地の利活用については、「小田周辺戦略エリア整備プログラム」の中で検討を進め、公有地として地域の課題解決に向けて有効活用していくことを予定している。

現在南部防災センターが有している機能である「指定避難所」については、令和5年度末に代替が可能であることから、**南部防 災センターは令和5年度末をもって廃止することとする。**また、**施設は解体の方向性**とし、解体時期については、関係局と調整 を図りながら検討を行う。

7. 今後のスケジュール

今後、南部防災センターの解体に向けた調査、検討を小田周辺戦略エリア整備プログラム(まちづくり局)と連動して以下の通り進めることとする。

年度	南部防災· 南部防災·	小田周辺戦略エリア 整備プログラム等	
	廃止、解体に向けた取組	付随機能の代替等の取組	正備ノロノノムサ
R 5 (2023年)	・今後の「南部防災センターの在り 方」を決定 ・パブリックコメント ・南部防災センターの廃止 ・指定避難所(指定緊急避難場所)の解除		南部防災センター敷地等 利活用方針の策定
R 6 (2024年)	・解体に向けた調査検討の実施 ・次年度以降の予算計上	・同報系屋外受信機、雨量観測局の取組方針決定	地歴調査実施(先行地区)
R 7 (2025年)	・解体に向けた土壌詳細調査等の実施	・代替の倉庫等へ移設完了・公共基準点の廃止完了・消防指導公社の移転完了	サウンディング調査
R 8 (2026年)	・解体設計、事業損失調査等の実施	・同報系屋外受信機、雨量観測局の代 替等完了	先行地区利活用計画の策定
R 9 以降 (2027年)	・ 南部防災センターの解体 ・解体後の調査等の実施(事業損失調査)		事業者決定・基本設計等

※解体時期については、早期実施の可能性を検討中



令和5年 11 月 21 日報 道 発 表 資 料 川崎市(危機管理本部)

「南部防災センターの在り方」 (案) の策定について 市民の皆様からの御意見を募集します。

川崎市では、昭和54年に竣工した南部防災センターについて、現在有している「指定避難所」の機能を地域内で代替したうえで、令和5年度末をもって廃止し、解体の方向性とする旨を「南部防災センターの在り方」(案)として策定しました。

つきましては、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和5年11月28日(火)から令和5年12月27日(水)まで ※当日消印有効

2 閲覧場所及び配布場所

- (1) 川崎市ホームページ「意見公募」のページ
- (2) 各区役所市政資料コーナー
- (3) かわさき情報プラザ (川崎市役所本庁舎 2階)
- (4) 支所・出張所、図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)

3 意見提出方法

題名、氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 川崎市ホームページホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信
- (2) 郵送又は持参 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市危機管理本部事業調整担当
- (3) FAX
 FAX番号 044-200-3972(川崎市危機管理本部事業調整担当)

4 注意事項

- ・お寄せいただいた御意見について、個別回答はいたしませんが、御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせてホームページ等で公表します。
- ・電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報は、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

問合せ先

川崎市危機管理本部危機管理部 堤電話 044-200-1430